福井市一乗地区社会福祉協議会規約

≪名称および事務所≫

第１条　本会は福井市一乗地区社会福祉協議会（以下本会という）と称し、事務所は一乗公民館内に置く。

≪目的および事業≫

第２条　本会は一乗地区内の住民が、健康で文化的な生活を営むことが出来るように全住民が協力して地区の福祉を増進し、明るい豊かな町づくりに貢献することを目的とする。

第３条　本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）地域の福祉に関する総合的計画および調査研究。
（２）地域の福祉活動に対する住民の理解と、関心を高めるための啓発宣伝。
（３）地域ぐるみ福祉活動の実践。
（４）住民の福祉の増進を目的とする各種団体事業の連絡調整および活動の助成。
（５）市、社会福祉協議会ほか関連機関との連携。
（６）その他本会の目的達成に必要な事業。

≪組　織≫

第４条　本会は一乗地区内居住の全住民をもって組織する。

≪役　員≫

第５条　本会に次の役員を置く。

会　長	１名
副会長	１名
常任理事	若干名
理　事	若干名
監　事	２名
会　計	１名

１．会長は総会において選出する。
２．副会長・常任理事および監事は理事の互選により選出する。
３．理事は自治会長・公民館長および各種団体代表とする。
４．会計は会長が推薦し、理事の承認を得て委嘱する。
５．本会に顧問を置くことが出来る。顧問は理事会において推薦し会長が委嘱する。顧問は会長の要請に応じ会議に出席して意見を述べることが出来る。

≪役員の任期≫

第６条　役員の任期は２年とする。ただし再任は妨げない。

１．役員に欠員が生じた場合は補充することが出来る。ただし後任者の任期は前任者の残任期間とする。

≪役員の任務≫

第７条　　会長は本会を代表し、会務を総括する。

２．副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

３．常任理事は会長の命を受けて会務を処理する。

４．理事は本会の重要事項を審議する。

５．会計は本会の会務および経理を処理する。

６．監事は本会の業務および会計を監査する。

≪会　　議≫

第８条　　本会の会議は、総会および常任理事会・役員会とする。

１．本会の会議は、会長が必要と認めたときに召集し、会長がその会議の議長となる。

２．総会は年１回これを開く。総会は役員をもってこれに代えることが出来る。また必要あるときは臨時に召集することが出来る。

３．総会の議決を要する事項は次のとおりである。

（ア）事業報告および収支決算に関する事項

（イ）事業計画（案）および収支予算（案）に関する事項

（ウ）役員の選出に関する事項

（エ）規約の改廃に関する事項

（オ）その他の重要事項

≪会　　計≫

第９条　　本会の経費は、協力金・補助金・寄付金およびその他の収入をもってあてる。

１．本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日をもって終える。

２．本会への協力金の基準は、その年度当初の戸数によって依頼する。

≪その他≫

第１０条　この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が役員にはかり定める。

｛附　　則｝

この規約は、平成３年８月１７日より施行する。ただし、平成３年度については４月１日より適用する。

平成５年４月１０日　規約一部改正

平成３０年５月１１日　規約一部改正（副会長を２名から１名とする）